



# 熊本県公報

第 1 2 6 2 3 号  
平成 29 年 5 月 23 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… ( // ) 1
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2

**公 告**

- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワ  
ークの監視及び保守業務委託契約者…………… (市町村課) 3
- 土地改良区役員選任規程の変更…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 3

**登 載 依 頼**

- 平成 29 年度第 1 回熊本県環境影響評価審査会の開催  
…………… (熊本県環境影響評価審査会) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 555 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 5 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字丸山 5986番9地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字鹿洗 1062番4地先まで	前	13.0 ～ 52.0	175.0	災害復旧に伴う仮橋設置
			後	15.3 ～ 58.0		

#### 2 区域を変更する期日 平成 29 年 5 月 23 日

### 熊本県告示第 556 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 5 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 5 月 23 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 3682番2地先から 同所	前	15.9 ～ 32.8	110.0	災害復旧

		3684番1地先まで	後	32.8 ～ 73.2	110.0	
--	--	------------	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成29年5月23日

**熊本県告示第557号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字下柏 305番3地先から 同所 308番2地先まで	70.0	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成29年5月23日

**熊本県告示第558号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字大丸 1044番2地先から 同所 1015番6地先まで	78.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年5月23日

**熊本県告示第559号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	八代不知火線	八代市鏡町宝出字八番割 無番地（官有地）地先から 八代市鏡町野崎字老番割 無番地（官有地）地先まで	77.8	橋梁災害 復旧

2 供用を開始する期日 平成29年6月1日

公 告

熊本県公告第 2 9 4 号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり公示する。  
平成 2 9 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村・税務局市町村課  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 2 9 年 3 月 2 9 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
地方公共団体情報システム機構  
東京都千代田区一番町 2 5
- 5 随意契約に係る契約金額  
5 3, 7 0 9, 4 1 5 円（うち消費税及び地方消費税の額 3, 9 7 8, 4 7 5 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定による。

熊本県公告第 2 9 5 号

球磨郡山江村に事務所を置く山江土地改良区理事長中村征生から平成 2 9 年 4 月 2 7 日付けで申請のあった定款附属書役員選任規程の変更については、平成 2 9 年 5 月 1 5 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 9 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 9 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下堀川 5 9 7 7 番 6  
1, 2 2 0. 2 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺一丁目 2 2 番 1 8 号  
株式会社タウン開発

熊本県公告第 2 9 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。  
平成 2 9 年 5 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲田 一俊	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字前無田 5 5 0 番ほか 1 筆
平岡 新一	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字平島 1 0 1 2 番 1
桑原 信弘	八代市日奈久塩北町	八代市日奈久新開町字大井手西割 2 番 3 ほか 3 筆
緒方 初男	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜 8 4 番 2 ほか

1 筆

- 2 認可年月日  
平成 29 年 5 月 16 日

**登載依頼****熊本県環境影響評価審査会公告第 1 号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成 29 年 5 月 23 日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時  
平成 29 年 6 月 6 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本県八代総合庁舎 5 階 大会議室（八代市西片町 1 6 6 0）
- 3 審議内容  
(1) 熊本県環境影響評価審査会の運営について（会長及び会長職務代理者の選出について）  
(2) 株式会社エネ・ビジョン「（仮称）くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業 計画段階環境配慮書」について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配付を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の 30 分前までに集合すること。  
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）  
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 8